

教育・保育実習を行ううえでの注意事項

川西市教育委員会

- 1 . 所定の実習記録（ノート・日誌等）以外の記録（録音・撮影を含む）を行う場合は、必ず事前に校園所長の許可を得ること。
- 2 . 実習中の児童生徒・幼児の様子や職場の状況等について、文章や画像、動画等を用い、SNS等を通して、インターネット上に公開しないこと。
- 3 . 実習中に知り得た個人情報等の秘密は、実習期間中はもとより、実習期間終了後も決して漏らしてはならないこと。
- 4 . 実習期間中及び実習期間終了後において、児童生徒・幼児や保護者に対して、個人的な接触を行わないこと。特に、個人の電話番号、メールアドレス等の交換やSNSを通じての交流等は決して行わないこと。
- 5 . 実習期間中は、実習に専念し、校園所長の指示にしたがうこと。特に、服装、態度、言動に配慮し、校園所職員の一員として品位を保つこと。
- 6 . 実習期間中、上記の事項を守らなかった場合、実習を中止する場合があること。